

君津市空き家調査クラウドシステム導入業務委託 プロポーザル業務提案書等評価要領

1. 評価要領の位置付け

本評価要領は、君津市空き家調査クラウドシステム導入業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、君津市空き家調査クラウドシステム導入業務委託の契約候補者を、君津市空き家調査クラウドシステム導入業務委託プロポーザル審査委員会が選定するための評価基準等を示すものである。

2. 書類審査

書類審査は、実施要領のプロポーザル参加資格要件に適合した者に対して、提出された参加資格確認書類等を審査する。

なお、参加申込書の提出者が6以上の場合には、参加資格要件を確認するとともに、次の評価基準により審査し、5者程度をプレゼンテーション審査へ参加させる。

企業の評価（書類審査）

事務局審査

(1)同種業務の実績

過去5年以内で地方公共団体発注の完了した同種業務の件数を1件あたり10点として、3件まで評価とする。

同種業務…君津市空き家調査クラウドシステム構築・提供・運用やその支援を行った業務

実績件数	点数
同種業務3件	30（10×3件）
～	～
同種業務1件	10（10×1件）

技術者の評価（書類審査）

事務局審査

(2)技術者の同種業務の実績の件数

過去5年以内で地方公共団体発注の完了した同種業務の件数を1件あたり10点として、3件まで評価とする。

同種業務…空き家調査クラウドシステムの構築・提供・運用やその支援を行った業務。

実績件数	点数
同種業務3件	30（10×3件）

～	～
同種業務1件	10(10×1件)

※(1)、(2)における同種業務については、「君津市空き家調査クラウドシステム導入業務委託 仕様書」1-1 概要に記載している目的を踏まえたものとする。

3. 提案（プレゼンテーション）審査

委員審査

提案審査は、企画提案書をもとにしたプレゼンテーション方式とし、各委員が評価項目ごとに評価する（見積書は除く）。

採点は全ての提案者によるプレゼンテーションが終了してから評価を行うものとする。各委員が採点した合計点を提案者の点数とする。

4. プレゼンテーション審査 評価基準

評価項目	主な評価基準	配点
理解度	社会における空き家、空き家対策の現状を踏まえ、本業務の背景、目的及び業務内容を十分理解できているか。	20 (5×4人)
実施手順	業務のフローや工程が明確に示されているか。また妥当であるか。	20 (5×4人)
空き家調査クラウドシステム導入に向けた検討	空き家調査クラウドシステム導入の検討にあたり想定される課題と対応策が示されているか。また妥当であるか。	40 (10×4人)
空き家調査クラウドシステム運用に向けた検討	持続的な運用にあたり想定される課題と対応策が示されているか。また妥当であるか。	40 (10×4人)
追加の提案	仕様書に定めのない追加提案があり、それが具体性、実現性のある有益なものであるか。 ※この提案は本業務費用に含むものとする。	20 (5×4人)
プレゼンテーション	提案内容の説明が分かりやすく、質問に対し適切な応答を行い、業務を成功させる意欲を感じるか。	20 (5×4人)
見積金額	全体の最低見積金額／提出見積金額×20	20

	※見積金額：システム導入委託料＋ システム使用料月額×36か月 ※小数点以下切り捨て	
合計	(書類審査60点を含めた点数)	240

5. 契約候補者の選定

書類審査と提案審査の合計点数が最低基準点（144点）を上回り、かつ最も高い参加者を契約候補者として選定し、次点の参加者を次点候補者に選定する。選定にあたり、合計点数の最も高い者が同点で複数の場合は、提案審査の合計点数が高い者を選定し、提案審査の合計点数が同点の場合は、見積金額の低い者を選定する。提案価格が同じ場合は、くじにより選定する。

なお、本プロポーザル選定に参加した者が1者であっても、審査を行い、合計点数が最低基準点（144点）を上回った場合は、契約候補者として選定する。

審査結果は、資格確認（書類審査）については参加者全員に、提案審査については審査対象者（書類審査通過者）全員に文書で通知する。